

国民健康保険制度の円滑な運営に係る財政支援について【国への要望、県への要望】

要望内容

国民健康保険の財政基盤の安定と被保険者の負担の抑制を図るための一層の財政支援について国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

また、第3期滋賀県国民健康保険運営方針において、県内保険料水準の統一目標年度を令和9年度とするとともに、納付金の精算制度をはじめ更なる国保財政の安定に向けた仕組みを構築していくことが示された。

令和9年度の県内保険料水準の統一にあたっては、地方単独事業の減額調整にかかる法定外繰入金の基準など、県が主導となり、各市町と十分に協議を行った上で、早期に県内保険料水準の統一に向けて必要な事項を決めていただくとともに、県内統一の標準保険料率と現状の保険料率に乖離がある状況を踏まえ、特定年度、特に初年度に被保険者に急激な負担が生じることがないように、県の剰余金等を効果的に活用いただくなど、県として特段の配意をお願いしたい。

現状と課題

国民健康保険財政は、都道府県単位化によって一定の基盤安定化が図られたものの、被保険者の平均的な負担能力は低く、給付額は高いという制度の構造的課題は依然として解消されていない中、今後も被用者保険の拡大によって、被保険者の減少傾向が続き、国民健康保険財政がさらに厳しくなることが見込まれる。このことから、制度の構造的課題や制度改正に対応した、国保財政への財政支援の充実が必要である。

また、県内保険料水準の統一は将来的に保険財政運営の安定のため必要だが、県内統一の標準保険料率と現状の保険料率に乖離がある状況のため、統一の際に、被保険者に急激な負担が生じることが懸念される。引き続き、毎年の納付金・標準保険料率の算定にあたり市町の意見を十分にお聴きいただくとともに、保険料水準の完全統一を目指す市町への支援について、県として特段の配意をお願いしたい。

事業実施による効果

国民健康保険財政の安定および高齢・低所得者が多くを占める国民健康保険被保険者の負担の抑制を図ることができる。

精神障害者に対する医療費助成制度について 【県への要望】

要望内容

精神障害者に対する福祉医療費助成制度について、対象となる精神障害者の範囲を拡大いただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

滋賀県におかれては、県民の声や各市町からの要望を受け、令和6年度より精神障害者保健福祉手帳1級所持者等を、障害者（児）福祉医療助成制度に加えられ、精神障害者と身体障害者・知的障害者の医療費助成水準の乖離の解消を図っていただいたところである。

しかしながら、滋賀県の令和7年度末時点における精神障害者保健福祉手帳1級所持者は、同手帳所持者の10%に満たず、同様に県の福祉医療費助成制度の対象となっている身体障害者手帳1級・2級所持者が全体の約46%、療育手帳A1、A2所持者が全体の約27%であることと比べると、依然として対象者の範囲が乖離している。

令和8年度以降も市町と協議いただく中で、この点の解消を図っていただきたい。

事業実施による効果

精神障害者の保健の増進および経済的負担の軽減を図ることができる。

担 当：健康福祉部 保険年金課 福祉高齢者医療係
TEL：077-561-6975

介護・障害福祉人材の育成・確保に向けた具体的かつ効果的な施策の展開について【国への要望、県への要望】

要望内容

令和8年度の報酬改定において、「介護職員の処遇改善」および「介護支援専門員への処遇改善の創設」がなされたものの、介護従事者の給与水準については、依然として全産業平均より低く、また、介護現場においては、引き続き人材の確保・定着・育成が課題となっている。

このことから、介護保険事業計画期間3年間の上昇を見込んだ「介護従事者への更なる処遇改善」について国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。また、県におかれては、「介護従事者の資質向上」「介護職の魅力発信」に繋がる更なる施策の推進について、特段の配慮をお願いしたい。

なお、障害福祉人材についても、介護人材同様の課題があることから、介護分野同様、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

介護保険制度の持続可能性を高め、利用者に必要なサービスを十分に提供するためには、介護人材の充足が必要不可欠であるものの、介護人材は充足していない状況にある。

介護人材の確保については、都道府県や市町単位で独自施策を実施しているが、小単位での実施は近隣の県や市から介護職員を獲得する効果しかなく、根本的な介護人材の確保にはつながっていない。

このことから、全国的に最も課題となっている介護人材の確保・定着に向けて、下記に掲げる施策が必要である。

- (1) 介護従事者の給与水準が他の職種に比べて依然として低い状況にあるため、全国的な施策として、①更なる処遇改善を行う必要、かつ、②物価高騰や他業種との格差に対して臨機応変に対応できる仕組みが必要である。
①については介護保険事業計画の3年間分に対して近年の賃上げ動向を見込んだ処遇改善を対応いただくとともに、その上で、②については介護保険事業計画に見込んでいない給付が発生することから、国において他業種との格差等の是正を対応いただきたい。
- (2) 安定した介護人材を確保するには、介護人材の定着・育成・資質向上に向けた補助事業への更なる支援が必要である。
- (3) 若年層に対しては、介護職の社会的役割と魅力が十分に発信できていないことから、教育機関との更なる連携が必要である。

また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の課題があることから、更なる処遇改善、障害福祉人材の定着・育成・資質向上、魅力発信にかかる対応をいただきたい。

事業実施による効果

介護・障害福祉人材の確保・定着・育成に向けた機会の創出や取組が効果的に促進されることで、地域に必要な介護サービスが提供され、利用者が安心して質の高い介護サービスが継続して享受できることにつながる。

担 当：健康福祉部 介護保険課 介護保険係 TEL：077-561-2369
障害福祉課 障害福祉係 TEL：077-561-6972

滋賀県がん患者のアピアランスサポート事業について 【県への要望】

要望内容

がん患者のアピアランスサポート事業については、市町が購入費用の一部を助成した場合、県から補助金（市町助成額10千円を上限に2分の1）を交付いただいている。当市では、がん患者の経済的負担をさらに軽減し、社会参加をより一層促進するため、令和8年度より、助成上限額をこれまでの1万円から3万円に増額したところであるが、現在、県内すべての市町でアピアランスケアに関する助成が行われている中、市町で助成額に差が生じている。

このことから、県の補助上限を「各市町の助成額を上限に2分の1」としていただき、本事業が県と市町が協力し、将来にわたり持続可能なものとなるよう、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

当市のアピアランスケア支援事業において、令和7年度の補装具等購入額は、一人当たり約7万円と高額であった。また、がん相談支援センターや滋賀県がん患者団体連絡協議会等への実態調査を通じて、補装具の購入にかかる費用負担は大きいことや、補装具の劣化や体形の変化によりアピアランスケアを必要とする期間には個人差があること、がん治療に伴う外見の変化は脱毛や乳房切除に限らないことといった多様なニーズを把握したところである。

これらを踏まえ、当市では、がん患者の経済的負担をさらに軽減し、社会参加をより一層促進することを目的に、令和8年度より、本事業の助成額および助成回数、助成対象の拡大を行った。

滋賀県がん対策推進計画（第4期）では、「尊厳をもって安心して暮らせる社会の構築」を全体目標に掲げ、アピアランスケアの充実のに向けて取り組まれていることから、将来にわたり持続可能な事業としていくためには、各市町の実情（補助額等）に応じた支援が不可欠である。

事業実施による効果

・がん患者のアピアランスケアにかかる費用負担が軽減するとともに、社会参加が促進される。（外見の悩みに対し、心理的・経済的負担が軽減する。）

担 当：健康福祉部 健康増進課 健康増進係
TEL：077-561-2323

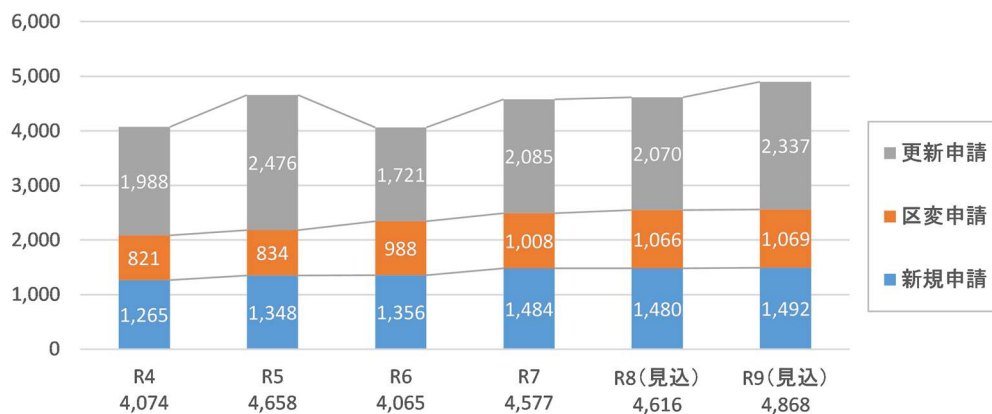
要介護・要支援認定有効期間の見直しについて 【国への要望】

要望内容

現在、高齢者人口の増加に伴い要介護認定申請件数が増加し、関係者の負担も増加しており、申請日から認定まで30日以内とする法の基準を上回るケースが増加していることから、事務の効率化を図るため、要介護・要支援認定有効期間の新規申請および区分変更申請における期間を延長することについて、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

- ① 要介護認定申請件数は増加傾向にあり、認定調査員、主治医、介護認定審査会委員等の関係者の負担が増加している。(グラフ参照)
- ② 申請件数の増加により、申請から認定までの期間が全国的に見ても基準である30日を大きく上回っており、当市でも同様の傾向にある。
(下表(2)-3参照)



(2)-3 申請から認定までの期間

	草津市	滋賀県	全国
データ入力件数	2,275 (100.0%)	26,228 (100.0%)	2,518,161 (100.0%)
平均値(日数)	46.0	42.2	40.6

※データ集計対象期間：R6.4.1～R6.9.30

(表は令和6年度要介護認定適正化事業業務分析データより)

事業実施による効果

- 有効期間の延長により、事務の効率化に資するほか、申請から認定までの日数が短縮できる。
- 申請から認定までの日数が短くなることで、住民が速やかに介護保険サービスを利用できるようになる。

担 当：健康福祉部 介護保険課 介護認定係
TEL：077-561-2370

こどもの医療費に係る助成制度の国制度の創設および 県事業の拡充について【国への要望、県への要望】

要望内容

こどもの医療費負担の軽減は、住む場所に応じた格差が生じないよう、国が全国統一の制度として出生後から成人年齢である18歳に達するまで実施すべきであることから、国の責任においてこどもの公費医療負担制度を構築されるよう引続き働きかけをお願いしたい。

また、国による制度構築までの間は、県のこどもの医療助成制度について小学生・中学生も助成対象となるよう拡充いただき、市町とともに事業展開いただけるよう、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

こどもの医療費負担の軽減は現在、地方公共団体の制度により果たされているが、我が国の少子化の深刻さに鑑みれば、住む場所に応じた格差が生じないよう、国が全国統一の制度として実施すべきである。このことから、出生から18歳までのこどもを対象とした公費負担医療制度の構築を国に働きかけていただきたい。

また、滋賀県では、高校生世代を医療費助成の対象とされているが、市町の事業と相まって子育て世帯全てを網羅的に助成対象とし、その事業効果を次なる子育て世帯にも波及させることで市町と認識を一にさせていただいたと考えている。引続き、県と市町はこれまで以上に歩調を合わせ、こどもと子育て世帯を支える施策を継続的に推進していく必要があることから、県事業の対象として小中学生相当年齢のこども達も対象としていただき、市町と負担を共有しながら、共に子育て世帯の支援を推進していただきたい。

事業実施による効果

県と市町が一体となって安心してこどもを産み育てることができる環境の整備を図ることにより、少子化の進行に対するより強い対策になる。

担 当：健康福祉部 保険年金課 福祉高齢者医療係
TEL：077-561-6975

児童家庭相談業務体制の充実について【県への要望】

要望内容

児童虐待対応の専門機関である児童相談所において、迅速かつ適切に業務を実施していただくため、管轄地域の人口や要保護児童対応ケース数の規模に応じた経験豊富な職員の配置をしていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

現状と課題

市の相談体制を充実させ、児童虐待事案への迅速かつ適切な対応を図るためには、専門機関である児童相談所が自らの機能や権限を躊躇なく発揮し、市に対する助言や援助の他、こどもの一時保護や保護者指導等の業務を適切に実施していただくことが極めて重要である。

草津市域を管轄する中央子ども家庭相談センターでは、令和8年4月当初、虐待対応係2名、相談係2名の合計4名の担当職員を配置いただいたが、令和6年度中の当市の虐待相談件数は当該センターの管轄市中、最多の1,177件であり、他市相談件数とは700件以上の差がみられる状況である。

当市は人口規模や相談件数の多さに加え、課題が複雑化・複合化したケースやこどもの安全確保に関わる緊急性の高いケースも多いため、対応困難な場合やより専門的な対応が必要な場合があり、児童相談所による迅速かつ適切な対応が不可欠である。

事業実施による効果

人口や要保護児童対応ケース数の規模など当市の実情に応じた担当職員を配置していただくことで、緊急性や重篤性の高いケースへの迅速かつ適切な対応を可能とし、こどもの安全確保を図ることができる。

担 当：こども若者部 家庭児童相談室
家庭児童相談係

TEL：077-561-2460

滋賀県多子世帯子育て応援事業金の対象範囲の拡充について【国への要望、県への要望】

要望内容

滋賀県多子世帯子育て応援事業の対象範囲を世帯の市民税所得割額に関わらず、世帯内のすべてのこどものうち第3子以降のこどもにかかる保育料に拡充することについて、特段の配慮をお願いしたい。

また、国制度についても多子カウントの年齢制限の撤廃について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

【現状】

多子世帯の保育料無償範囲は次の①～④のとおりである。

(ひとり親世帯等は別基準)

①市民税所得割課税額57,700円未満の世帯において、年齢に関わらず、世帯内のすべてのこどものうち、第3子以降に該当する教育・保育給付3号認定こどもの保育料(国制度)

②市民税所得割課税額57,700円以上の世帯において、小学校就学前のこどもから数えて、第3子以降に該当する教育・保育給付3号認定こどもの保育料(国制度)

③市民税所得割課税額57,700円以上97,000円未満において、年齢に関わらず、世帯内のすべてのこどものうち、第3子以降に該当する教育・保育給付3号認定こどもの保育料(県制度)

④所得や年齢に関わらず、世帯内のすべてのこどものうち、第3子以降に該当する教育・保育給付3号認定こどもの保育料(市独自制度)

【課題】

同じ保育施設を利用していたとしても、世帯間の年齢構成により、利用者負担の不均衡が発生しないよう令和5年度9月算定の保育料から、市独自に3子以降の保育料を無償としたが、安定的な事業継続のためにも、国・県制度の拡充が必要である。

事業実施による効果

国・県制度の拡充により、安定的に、第3子以降のすべてのこどもの保育料が無償となることで、各家庭がこどもを安心して生み育てる環境が形成される。

担 当：こども若者部 幼児課 入所・入園係
TEL：077-561-2365

要望先：滋賀県農政水産部 耕地課、農村振興課

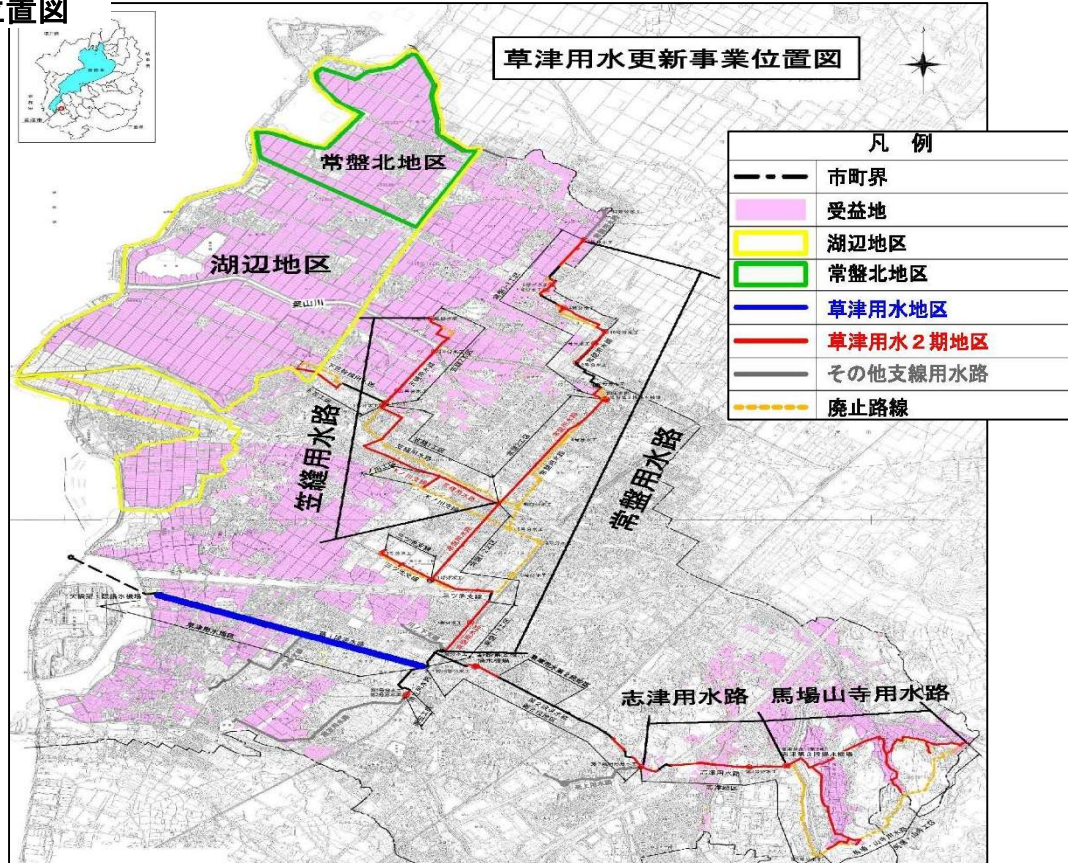
かんがい排水事業の推進について 【国への要望、県への要望】

要望内容

草津用水2期地区について、平成28年度から事業着手し、現在鋭意進めていただいておりますが、事業期間が終了する令和10年度までの3年間で事業完了するよう、国・県の予算確保ならびに、県営事業推進体制の充実について、特段の配慮をお願いしたい。また、当市の北西部湖辺地区における用水管更新（石綿管）についても、令和5年度に着手いただき、令和14年度までの事業期間であるが、老朽化による破損事故の防止の観点から、早期の事業完了ができるよう国・県の予算確保ならびに、県営事業推進体制の充実について、特段の配慮をお願いしたい。更に、経営体育成基盤整備事業、常盤北地区について、令和6年度に着手いただいたところであるが、早い事業効果を得るためにも、事業計画期間の令和13年度までに、事業が完了できるよう国・県の予算確保ならびに、県営事業推進体制の充実について、特段の配慮をお願いしたい。

一方、電力料金や資材価格をはじめ物価の高騰に伴う維持管理コストの増大については、土地改良区にとって、死活問題であるため、引き続き国・県の支援が頂けるよう、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

《県営草津用水 2 期地区》

草津用水更新事業については、事業計画の受益者に同意を得、事業賦課金を徴収しているので、円滑に事業を執行する必要がある。

また、常盤、笠縫用水路等について、市街地家屋の下に埋設されており、土地改良施設の老朽化が進行していることから、早急な対応が必要である。

《県営湖辺地区 石綿管等更新事業》

当該事業については、施設整備後 40 余年を経過し老朽化による破損事故が生じていることから、計画的に事業の進捗を図る必要がある。

湖辺地区農業活性化プロジェクトチーム（地元事業実施委員会、滋賀県大津・南部農業農村振興事務所、JA レーク滋賀、草津用水土地改良区、草津市農業委員会、当市）において、用水管（石綿管）更新と併せ、老朽化しているその他の土地改良施設の更新、また持続的で効率的な営農が可能となるよう農地の集積・集約化を行う、県営常盤北地区の基盤整備事業を進めることで、地域農業者の気運や理解を深め、他地区の事業着手に繋げる必要がある。

《電力料金等》

琵琶湖を水源とした農業用水の供給には、揚水機の運転に多くの電力を必要とするため、草津用水土地改良区においては、電力料金が運営経費の大部分を占める状況である。電力料の高騰および資材価格などの物価の高騰に伴う維持管理コストは増大しており、改良区運営に支障をきたしている。一方、現在の農業の経営は厳しく、大幅な賦課金の値上げは困難な状況であることから、適正な賦課金単価による健全な土地改良区の運営を行うには、電力料金の安定化および農事用電力料金プランの継続、水利施設管理強化事業の強化等、更なる金銭的な改良区への支援が必要である。

事業実施による効果

- ・ 用水管および土地改良施設の更新を進めることにより、突発的な漏水事故の防止や、維持管理にかかる費用と労力の軽減効果が期待できる。
- ・ 農業用水の安定的な供給や、老朽化した土地改良施設の更新を行うことにより、本地域の生産性を向上するとともに競争力を強化し、農業経営の安定化を図ることができる。

担 当：環境経済部 農林水産課 保全整備係
TEL：077-561-2349

一般要望(継続)

要望先：滋賀県農政水産部 耕地課

2

飢饉を
ゼロに



12

つくる責任
つかう責任



15

陸の豊かさも
守ろう



17

パートナーシップで
目標を達成しよう



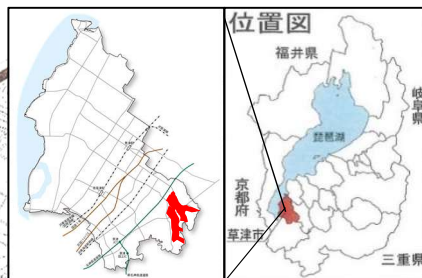
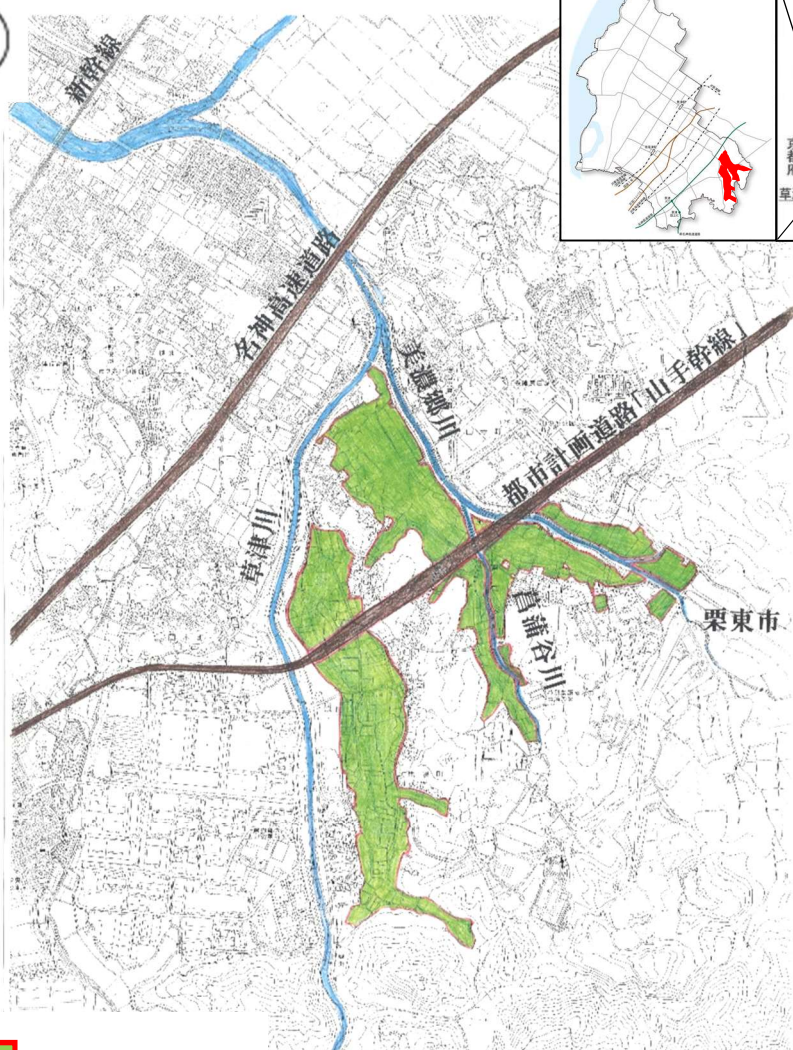
馬場・山寺地区基盤整備事業に対する支援について 【国への要望、県への要望】

要望内容

当市の馬場・山寺地区の未整備田において、農地の大区画化、農地の集積集約を図り、地域農業の振興と優良農地の確保・保全を進めるため、県営基盤整備（ほ場整備）事業について、本年度より工事着手いただいたところであるが、早期の事業完了ができるよう、特段の配慮をお願いしたい。

また、国・県の予算確保ならびに、県営事業推進体制の充実についても特段の配慮をお願いしたい。

位置図



：事業区域

現状と課題

- ・ 68ヘクタールの区域内には、不整形で狭小な未整備田が約500区画存在している。
- ・ 所有する水田が点在し作業効率が悪く、排水不良などの耕作条件も悪い。
- ・ 用排水路や農道等の土地改良施設も未整備であり、農家の維持管理にかかる費用や労力が大きな負担となっている。
- ・ 農業者の高齢化、後継者不足が進み、耕作放棄地が発生している。

事業実施による効果

- ・ 農地の大区画化と担い手農家への集積集約により、生産性の向上や経営規模拡大の体質強化を図り、当地区の農業振興と優良農地の確保・保全を図ることが期待できる。
- ・ 土地改良施設を整備することで維持管理にかかる費用と労力の軽減効果が期待できる。

担 当：環境経済部 農林水産課 保全整備係
TEL：077-561-2349

草津川跡地河口部の整備について【県への要望】

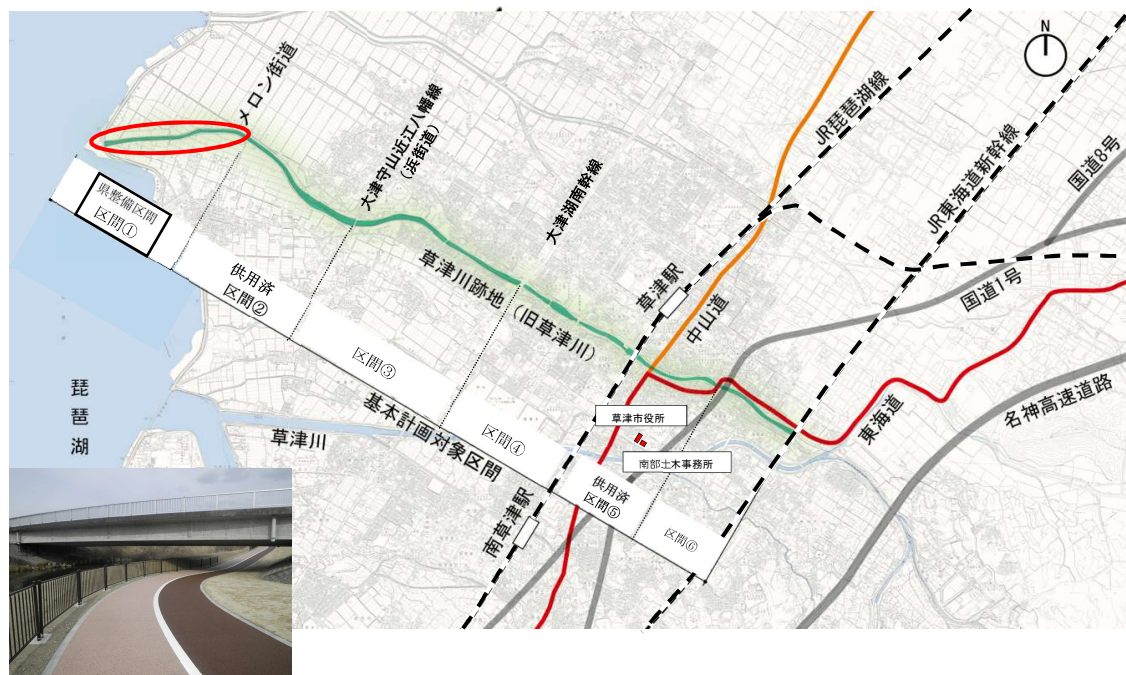
要望内容

草津川跡地について、優先整備区間とした区間2および区間5をそれぞれ、草津川跡地公園（区間2）、草津川跡地公園（区間5）として平成29（2017）年4月に供用開始した。

区間1については、河川管理者である県において一級河川琵琶湖の整備として、平成28（2016）年度から整備工事に着手され、令和元（2019）年度に、自転車歩行者道（左岸）を開通し、令和3（2021）年度は湖岸道路アンダー部を整備いただいた。

引き続き、河川内の整備とその活用、維持管理を検討いただきながら、事業の早期完了について、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



湖岸道路アンダー（整備後）

現状と課題

平成２８（２０１６）年度から整備工事を進めていただいているが、河川内の整備や活用、維持管理等については、引き続き地元との調整を進めていく必要がある。また、旧中島橋から下流の計画についても地元と調整を進めていく必要がある。

事業実施による効果

親水空間や災害時の緊急輸送道路としての機能が発揮されることで、良好な水辺環境が確保されるとともに、防災機能が強化できる。

担 当：建設部 草津川跡地整備課 整備管理係
TEL：０７７－５６１－６８６７

一般要望(継続)

要望先：滋賀県県土整備部 道路整備課、道路保全課



県道の交差点改良による渋滞緩和と歩道未整備区間の交通安全対策について【県への要望】

要望内容

主要地方道大津守山近江八幡線（浜街道）の歩道整備について、滋賀県道路整備アクションプログラム2023に位置付けいただき、現在取り組んでいただいている事業を早期に進めていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

また、交差点における慢性的な交通渋滞および歩道未整備の区間の安全対策の検討について、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



主要地方道大津能登川長浜線
(浜街道)

①北大萱町

②南山田町

写真

- ① 浜街道 北大萱町地先
(葉山川橋梁付近)
- ② 浜街道 南山田町地先



現状と課題

- ・浜街道は歩道未整備の区間が多く、歩行者の安全が確保できず非常に危険な状況にある。
- ・北大萱町、南山田町の歩道整備について、滋賀県道路整備アクションプログラム2023に位置付けていただき、事業を進めていただいている。
- ・引き続き、交差点における慢性的な交通渋滞および歩道未整備の区間の安全対策の検討をお願いしたい。

事業実施による効果

- 1 当該整備により、県道や市道の交通渋滞緩和を図ることができる。
- 2 歩行者の安全な通行を確保することができ、人命にかかわる事故等の未然防止を図ることができる。

担 当：建設部 土木管理課 国県事業推進係
TEL：077-561-1501

こども達が安全に通学や活動ができる道路整備 について【国への要望】

要望内容

当市では、草津市通学路等安全対策実施プログラムに基づき、地域と一体となって潜在的な危険箇所を把握しながら通学路や未就学児移動経路における交通安全確保のための道路整備事業に取り組んでいる。

こうした中、令和元（2019）年には、滋賀県大津市の交差点で園児を巻き込んだ事故、令和3（2021）年には千葉県八街市で小学生を巻き込んだ事故が発生し、交差点等における安全対策が全国的な問題となっており、当該事業による交通安全対策を早期に推進する必要がある。

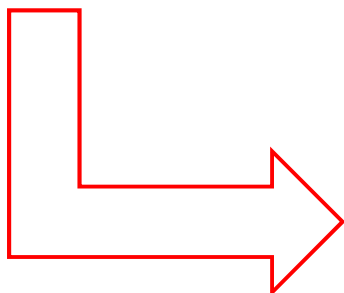
引き続き、財政面での支援を国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

写真

市道 南山田学校線での対策事例



◆狭隘な通学路の道路拡幅
による安全対策を実施



現状と課題

全国的な人口減少傾向のなかで、当市においては現在も人口が増加し続けており（令和7年度の対前年度人口増加比率1.01）、児童数は約8,200人に達し、平成28（2016）年4月には小学校1校が新たに開校されたところである。

こうした中、児童生徒を巻き込んだ交通事故は毎年発生しており、令和元年には、滋賀県大津市の交差点で園児を巻き込んだ事故、令和3（2021）年には千葉県八街市で小学生を巻き込んだ事故が発生し、全国的に取り上げられている。

また、地域や学校、保護者からも登下校時の安全確保を図るための道路環境整備に関する要望が増えており、早急な対応が求められている。

通学路等における通行空間の整備には多額の経費を要するため、事業を円滑に推進するためには、社会資本整備総合交付金要望額を確保していただく必要がある。

事業実施による効果

通学時等における子ども達の安全が確保され、交通事故の削減につながるとともに、万が一、重大な事故が発生した際においても、被害の軽減につながり、これからの日本の未来を担っていく尊い命が守られることとなる。

担 当：建設部 道路課 管理用地係

TEL：077-561-2390

一般要望(継続)

要望先：滋賀県県土整備部

道路保全課

滋賀県交通まちづくり部

THEシガパーク推進課



公共施設の適切な維持管理に対する支援について 【国への要望、県への要望】

要望内容

道路橋梁や舗装、公園など日常生活に不可欠な公共施設について、老朽化が進んでおり、ライフサイクルコストを踏まえた効率的な維持管理を行っていくためにも、点検や修繕について継続的に取り組む必要があるが、地方自治体の負担は極めて大きくなっている。このため、引き続き、国および県からの財政面、技術面での支援が必要であり、公共施設の点検手法の効率化等についても併せて国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

写真

<道路橋、舗装の例>

◆定期点検結果を基に、計画的に修繕を実施



新技術を用いた
橋梁点検



<予防保全>
床版腐食(玉川橋)
橋梁点検判定Ⅱ

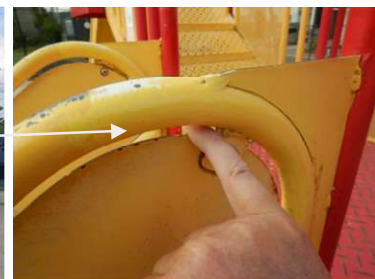


<事後保全>
舗装老朽化
舗装点検判定Ⅲ～Ⅳ

<遊具施設等の例>

◆定期点検の結果、公園遊具に劣化等がみられる

複合遊具
踊場裏面腐食



複合遊具
指の挟み込み

現状と課題

地方自治体の管理する施設について、老朽化が急速に進行しており、道路橋梁や舗装、公園など、施設の老朽化等を原因とする施設の損傷や機能の低下が全国的に発生している。

このため、予防保全を踏まえた維持管理・更新を合理的かつ効果的に行い、安全性の確保が必要であるが、老朽化対策の確実な実施のためには、適正な管理と予防保全を踏まえた継続的な予算の確保や、技術的支援が必要である。

さらに、橋梁の法定点検義務化以降、3巡目を迎えており、点検費用や手法においても効率化（コスト縮減）の観点を踏まえた技術的、財政的な負担の軽減が必要である。

事業実施による効果

施設の点検や修繕について継続的に取り組み、安全性の確保や予防保全を踏まえた効率的な計画の作成および更新を行うことで、維持管理コストの縮減を図ることが可能となり、維持管理水準も高まることにつながる。

担 当：建設部 道路課 管理用地係 TEL：077-561-2390
公園緑地課 整備係 TEL：077-561-6963

一般要望（継続）

要望先：滋賀県県土整備部 道路整備課



市道野路南中央線の延伸整備に係る支援について 【国への要望】

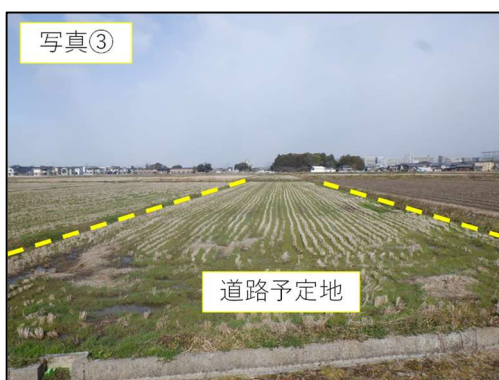
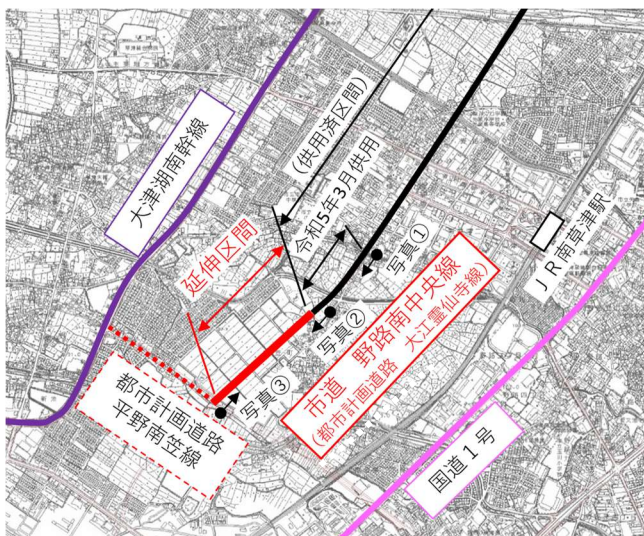
要望内容

市道野路南中央線（（都）大江霊仙寺線）は、隣接する市域間を南北に結ぶ幹線道路であるとともに、国道1号や（都）大津湖南幹線といった主要幹線道路の補助幹線としての機能を併せ持つ重要な道路である。

令和5年（2023）3月に一部区間を供用したところであり、当該道路のストック効果を早期に発揮すべく、引き続き次年度以降も延伸予定区間の事業進捗が図れるよう支援を国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

位置図・写真

※ 道路計画位置を赤色で示しています。



現状と課題

滋賀県の南部地域は、京阪神および東海を結ぶ交通の要所であり、国の基幹道路である国道1号は、草津市域において交通量が約4.3万台/日（令和3（2021）年度道路交通センサス結果）にもおよび、交通渋滞が慢性化している状態である。このことに対応するため、国道1号の渋滞対策機能を持つ当該路線の整備が急務となっている。

令和5（2023）年3月に草津市都市計画道路整備プログラムを策定し、優先度の高い市道野路南中央線（（都）大江霊仙寺線）および（都）平野南笠線の一部区間について、今後10年間での整備推進を位置付けたところである。また、当該道路の一部区間を令和5年（2023）3月に供用したことからも、ストック効果を早期に発揮させるべく、本事業を計画的に推進していくには、社会資本整備総合交付金要望額の確保が課題となっている。

事業実施による効果

- 1 大津・湖南地域における慢性的な交通渋滞の緩和に大きく貢献できる。
- 2 国道1号の交通渋滞解消および産業・商業の基盤整備の促進を図ることにより、経済効果の増大が期待できる。

担 当：建設部 道路課 管理用地係

TEL：077-561-2390

要望先：滋賀県交通まちづくり部 THEシガパーク推進課

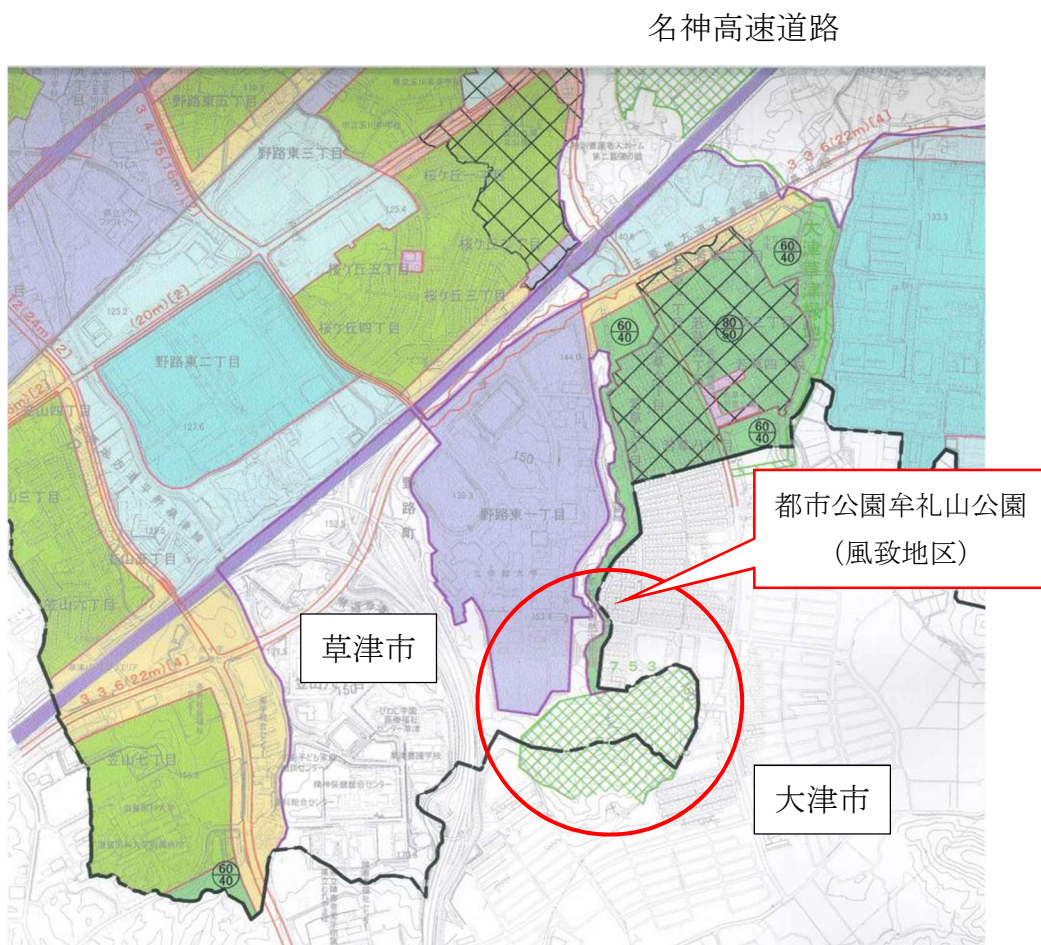
むれやま

牟礼山公園の用地取得および今後の整備等について 【県への要望】

要望内容

牟礼山公園は、昭和47年に都市計画決定をされた公園であり、当市と大津市の両域に跨り、かつ、びわこ文化公園都市将来ビジョンの対象地域内にあるため、県が管理する文化ゾーンと一体的な活用を行うことで、県民の憩いの場として貴重な施設になることから、用地取得および今後の整備や維持管理等を県で対応いただくことについて、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

牟礼山公園は、県から風致公園として都市計画決定をされた都市公園であり、その区域は当市と大津市の間に跨っており、広域的な利用が想定されることから、県において用地取得および今後の整備や維持管理等を行う必要がある。

事業実施による効果

文化ゾーンと合せて、県民の憩いの場としての魅力充実を図ることができる。

担 当：建設部 公園緑地課 整備係
TEL：077-561-6963

高校生に対する切れ目のない支援の充実について 【県への要望】

要望内容

義務教育終了後から高校への適切な進路指導や切れ目なく支援を行うために、高校の特別支援教育の取り組みについて、特に市町の中学校や発達支援センター等の関係機関への情報発信を強化するとともに、特別支援教育の専門家による高校への巡回相談の充実について、また、滋賀圏域における高校の通級指導教室の設置の促進についても、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

【現状】

- ・障害者差別解消法の施行により、発達障害等の支援が必要な生徒に対して、高校入試や入学後の学校生活において障害のある生徒の支援ニーズに応える体制を整える合理的配慮の提供が義務化されている。
- ・中学校特別支援学級に在籍する生徒が、高校へ進学するケースの割合が増加しているが、中学校の進路指導において、高校の特別支援教育の情報が不足しており、保護者や本人に対して進路にかかる情報提供や指導が行き届かない。
- ・当市では高校生の相談件数が増加しており、その中でも不登校や家庭内暴力等、学校や家庭における不適切な関わりの結果、問題が深刻化し、二次障害を呈している相談の件数が多くを占めている。
- ・国においては通級による指導の質的・量的充実を含めた事業を予算化していく中で、滋賀県内に通級指導教室が設置されている高校は2校にとどまっている。

【課題】

- ・発達支援を要する困難ケースや進路未定生徒に対し、適切な時期に支援が行き届かない場合、二次障害や行動の問題等、複合的な問題につながっていくことが懸念される。高校年代においては、将来の自立と社会参加に向けて、生徒本人が自身の障害特性の理解を積み上げていく重要な時期であり、学校生活において、早期から本人の困り事を把握し、その障害特性にあった環境を整え、市を含めた関係機関とともに、適切な対応を行っていくことが不可欠である。

事業実施による効果

- ・高校の特別支援教育の情報を中学校や発達支援センター等の関係機関が共有することで、保護者や本人の進路相談に対して情報提供を行い、効果的な進路指導や切れ目のない支援の充実を図ることができる。
- ・高校で個別の教育支援計画が必要な生徒が、学校生活において困り事が生じた時に、巡回相談による助言を受けることで、本人が自身の特性の理解を深め、支援者も早期から適切に関わることができ、問題の長期化や複合化を防ぐことにつながる。
- ・継続的なサポートのもと、本人の障害特性にかかる自己理解に伴う工夫や合理的配慮の意思表示をする力を高め、困り事があっても対処の仕方が分かり、自分に合った進学・就労選択をしていくことができる。

担 当：こども若者部 発達支援センター
相談・支援係

TEL：077-569-0353

小中学校の業務改善について【県への要望】

要望内容

小中学校の教職員の業務負担を軽減するため、学校の業務改善の推進について、特段の配慮をお願いしたい。

また、専門職であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの増員、スクールサポートスタッフの補助拡充など、「学校における働き方改革取組計画」の具現化についても、一層積極的に取り組んでいただくよう、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

学校の業務は増加の一途を辿る中、国・県・市とそれぞれの自治体において学校の「働き方改革」「業務改善」を推進し、各所でその成果が出始めている。

しかしながら、こどもと向き合うための時間や授業の準備、教材研究などに費やすための時間の確保は未だ十分とは言えず、また教職員のワーク・ライフ・バランスの実現も困難な状況である。

こうした状況を改善し、教育の質の向上やワーク・ライフ・バランスの実現を図るために、公立小中学校の性質上、市の取組だけでは実現は困難であり、県による一層積極的な業務改善のための取組が必要不可欠である。

＜県をお願いしたい事項の例＞

- ・ 大規模校における教頭の複数配置
- ・ スクールサポートスタッフの県による配置または配置する市町への補助制度の拡充（補助率の拡充）
- ・ 県が実施する調査、会議、研修の見直し
- ・ 部活動に係る指導員等人的支援の拡大
- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置時間の増加や継続性のある配置

事業実施による効果

- ・ こどもと向き合うための時間や授業の準備、教材研究などに費やすための時間が確保できるようになり、教育の質を向上させることができる。
- ・ 教職員の超過勤務時間を削減し、ワーク・ライフ・バランスを実現し、教員個々の生活自体を充実したものにすることができる。

養護教諭の人的配置の拡充について 【国への要望、県への要望】

要望内容

複雑化・多様化する養護教諭の業務負担の軽減や児童生徒へのきめ細やかな対応のため、正規職員の義務標準法の複数配置基準緩和について、国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

また、養護教諭不在時の看護師等派遣に関する県補助制度の拡大について、特段の配意をお願いしたい。

現状と課題

養護教諭は、日々の救急処置や保健指導、健康診断の管理、学校環境衛生調査などに加え、不登校児童生徒や特別な支援を要するこどもへの対応、こどもが安心できる居場所としての保健室経営など、その業務は近年、複雑化・多様化している。

また、宿泊行事への引率や研修等での出張で学校を不在にすることも多く、養護教諭不在の際に起こる怪我、疾病、事故等に対しては、専門的知識を有しない養護教諭以外の教職員が対応している状況であり、養護教諭不在時の看護師等の派遣については、県において県事業のフローティングスクールに限り補助をいただいているが、その他については市独自での対応となっており、すべての不在時に対応できていないことから、専門的知識に基づき適切に対応ができる体制を整える必要がある。

事業実施による効果

- ・社会環境の変化とともに児童生徒の心身における健康課題が複雑化・多様化しており、それに伴い養護教諭の業務も複雑化・多様化しているが、複数で対応することで、個々の児童生徒に対して、よりきめ細かな対応が可能になる。
- ・養護教諭が出張等で不在となる場合に相互にサポートし合うことが可能となり、不在時の怪我、疾病、事故等に対し、専門的知識に基づく的確かつ迅速に対応が可能となる。
- ・養護教諭不在時の看護師派遣に関する県補助制度が拡大することで、より幅広く対応できるようになり、養護教諭不在時の学校運営における安全性の向上を図ることができる。

